

新旧対照表

相楽都市計画 特別用途地区の変更（木津川市決定）

相楽都市計画特別用途地区を次のように変更する。

（現特別用途地区）

種類	面積	備考
木津川台研究開発地区	約 38 ha	木津川市研究開発地区建築条例
相楽リサーチパーク研究開発地区	約 9.3 ha	
木津南研究開発地区	約 61 ha	
木津中央研究開発地区	約 81 ha	
特別工業地区	約 21 ha	木津川市特別工業地区建築条例
特定大規模小売店舗制限地区	約 295 ha	木津川市特定大規模小売店舗制限地区建築条例

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、相楽リサーチパーク地区において更に計画的かつ有効な都市的土地利用を図るために行う用途地域の変更に併せ、当該地のまちづくりの方向性に沿うよう建築物の制限を強化するため、相楽リサーチパーク研究開発地区を変更するものである。

（変更案）

種類	面積	備考
木津川台研究開発地区	約 38 ha	木津川市研究開発地区建築条例
相楽リサーチパーク研究開発地区	約 9.3 ha	
木津南研究開発地区	約 61 ha	
木津中央研究開発地区	約 81 ha	
特別工業地区	約 21 ha	木津川市特別工業地区建築条例
特定大規模小売店舗制限地区	約 295 ha	木津川市特定大規模小売店舗制限地区建築条例

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、関係法令の改正に伴う用語の整理を行うため、相楽リサーチパーク研究開発地区の変更を行うものである。

(現行)

建築してはならない建築物					建築制限緩和の概要
木津川台研究開発地区	相楽リサーチパーク研究開発地区	木津南研究開発地区	木津中央研究開発地区	特定大規模小売店舗制限地区	特別工業地区
<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究所及び研修所に附属するもの、又は1500平方メートル以下は除く。)</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 畜舎（研究所に附属するもので、屋内に設置する場合は除く。)</p> <p>17 自動車修理工場</p>	<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>10 公衆浴場</p> <p>11 老人ホーム、<u>身体障害者福祉ホーム</u>その他これらに類するもの（保育所は除く。)</p> <p>12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫（建築物に附属する倉庫でその床面積の合計が、当該倉庫の敷地にある建築物の床面積の合計の3分の1以内のものは除く。)</p> <p>16 畜舎（15平方メートル以下は除く。)</p> <p>17 自動車修理工場</p>	<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 自動車修理工場</p>	<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 自動車修理工場</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗であり、かつ、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令第130条の8の2第2項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。</p>	<p>製茶業を営む工場で作業場の床面積の合計が400平方メートル以内で、かつ、使用する原動機の出力の合計が65キロワットを超えないものを建築することができる。</p>

(変更案)

建築してはならない建築物					建築制限緩和の概要
木津川台研究開発地区	相楽リサーチパーク研究開発地区	木津南研究開発地区	木津中央研究開発地区	特定大規模小売店舗制限地区	特別工業地区
<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究所及び研修所に附属するもの、又は1500平方メートル以下は除く。)</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 畜舎（研究所に附属するもので、屋内に設置する場合は除く。)</p> <p>17 自動車修理工場</p>	<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>10 公衆浴場</p> <p>11 老人ホーム、<u>福祉ホーム</u>その他これらに類するもの（保育所は除く。)</p> <p>12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫（建築物に附属する倉庫でその床面積の合計が、当該倉庫の敷地にある建築物の床面積の合計の3分の1以内のものは除く。)</p> <p>16 畜舎（15平方メートル以下<u>のものは除く。</u>)</p> <p>17 自動車修理工場</p>	<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 自動車修理工場</p>	<p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍（研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、及び研究用住宅等は除く。）、下宿</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>3 ホテル及び旅館（研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（研究所及び研修所に附属するものは除く。)</p> <p>8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>9 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 自動車教習所</p> <p>14 自動車車庫（附属車庫は除く。)</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 自動車修理工場</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗であり、かつ、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令第130条の8の2第2項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分)については、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。</p>	<p>製茶業を営む工場で作業場の床面積の合計が400平方メートル以内で、かつ、使用する原動機の出力の合計が65キロワットを超えないものを建築することができる。</p>